就業規則　規定例

**【交付要綱第3条第3項（２）で規定する年次有給休暇の計画的付与について】**

1. 1項～3項（略）

４　前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

**【交付要綱第3条第3項（３）で規定する時間単位の年次有給休暇について】**

（年次有給休暇の時間単位での付与）

1. 労働者代表との書面による協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲で次により時間単位の年次有給休暇（以下、「時間単位年休」という。）を付与する。
2. 時間単位年休付与の対象者は、すべての労働者とする。
3. 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。
   1. 所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者…6時間
   2. 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者…７時間
   3. 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者…８時間
4. 時間単位年休は1時間単位で付与する。
5. 本状の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。
6. 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。

**【交付要綱第3条第3項（３）で規定する特別休暇について】**有給であって、次の①～④のいずれかの内容を満たす休暇をいう。

① 病気休暇

（規定例）

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、有給による病気休暇を〇日与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

② 教育訓練休暇

（規定例）

第〇条 労働者が自発的に教育訓練を受講する場合に、有給による教育訓練休暇を〇日与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

③ ボランティア休暇

（規定例）

第〇条 ボランティア休暇は有給とし、付与日数は１年間につき〇日を限度とする。なお、この場合の１年間とは毎年４月１日から翌年の３月31日までの期間とする。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

④ その他特に配慮を必要とする労働者のための休暇

（規定例１：不妊治療に関する休暇）

第〇条 労働者が不妊治療を受けている場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、必要と認められる日数（時間数）について、有給による休暇を与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

（規定例２－１：時間単位の特別休暇（利用目的を限定しない場合））

第○条 労働者が時間単位の休暇を取得する必要がある場合に、有給による時間単位の特別休暇を与える。

２ 時間単位の特別休暇は１時間単位で付与する。

３ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、時間単位の年次有給休暇と同様の方法により算定する。

４ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

（規定例２－２時間単位の特別休暇（利用目的を限定する場合（※利用目的はこの事例に限るものではない））

第○条 労働者が私的な負傷又は疾病のため通院する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、有給による時間単位の休暇を与える。

２ 時間単位の特別休暇は１時間単位で付与する。

３ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、時間単位の年次有給休暇と同様の方法

により算定する。

４ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。